

(参考判例)

1. 朝鮮の国籍を有する者の本国法として、いずれの法律を適用すべきかについては、一国数法の場合として法例旧 27 条 3 項によるべきところ、南朝鮮と北朝鮮との間に関する準国際私法の規定はないから、我が国の国際私法の立場から直接に同項にいう「其者ノ属スル地方」を決定すべく、その場合、現在の住所の所在地、過去の住所の所在地、その他居所等を順次標準とすべきものと考えられるが、夫が南朝鮮から北朝鮮に連れ去られ行方不明になっている本件においては、夫の過去の住所、本籍地のあった韓国の法律を本国法とみるべきである（東京地判昭 33・9・27）。
2. 昭和 24 年当時の朝鮮人男と日本人女の婚姻が有効か否かにつき、朝鮮における見解は不明であるので、婚姻の本質、終戦後における民主主義の普遍化の傾向等をも併せ考え、朝鮮に妥当するものと推認せられる条理に従ってその効果を判定するのが相当である。（東京高判昭 34・8・8）。
3. 被相続人の国籍が朝鮮である場合における相続関係の準拠法につき、本国法を北朝鮮と認めたとえ、同国法の内容を知りえないとして、法廷地法である日本民法を適用した事例（京都地判昭 62・9・30）。
4. 外国人登録票に朝鮮と記載されているが、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国とが存在する前から日本に居住していた被相続人について、被相続人の死亡時及び過去の住所、常居所、親族の住所、常居所、居所や、本人の意思等考慮して、いずれの国の法を被相続人の死亡時の本国法とするかを決定すべきであるとした事例（東京地判平 23・6・7）